

「課外活動届」が変わります！

2011年4月1日より現行の「課外活動届」が以下のとおり変更されます。

記

1、名称の変更について

旧名称		新名称
「課外活動届」	→	「合宿・遠征（課外活動）届」

2、補償適用範囲の拡大について

2011年4月1日より現行の「学研災」から「早稲田大学学生補償制度（傷害補償）」となり、課外活動中における傷害補償が通院14日目からの適用から通院1日目から適用と大幅に補償適用範囲期間が拡大されます！

○適用対象は公認団体のみとします。

（2011年度より「届出団体」は「公認団体」へ名称変更となります。）

○事前に「合宿・遠征（課外活動）届」の提出が必要です（通常練習・活動を除く。）

※通常練習・活動については毎年4月に提出する「継続願」様式1裏面の「活動計画」の記入をもって「合宿・遠征（課外活動）届」扱いとします。

補償金額および申請手順等詳細については以下URLをご参照ください。

「早稲田大学学生補償制度（傷害補償）」

<http://www.waseda.jp/student/hoken/gakushouho/>（2011年3月下旬掲載予定）

以上

2011年3月4日

学生生活課

「自分たちは大丈夫」という油断が事故を招きます。

合宿・遠征前には必ず「合宿・遠征（課外活動）届」を提出しましょう！！